政治結社白皇社（設立届出年月日　二三、六、一〇）	田口　輝夫	三〇、	二、　一
政治団体大日本喜成同盟	小松　浩美	三〇、	一、二四
太栄会	藤野　剛	二九、	一二、二五
大日本愛國党九州青年隊	中原　一嘉	三〇、	二、二七
大日本菊水会南部評議会	南部　嘉成	二九、	一二、三一
正しい行政、裁判を守る会	枥尾　捨吉	二九、	一一、一七
通商産業政策研究会	天野　昭	三〇、	二、一〇
津田弥太郎を支援する会	今泉　昭	三〇、	二、　九
東京勝友会	岩元　博人	二九、	一二、三一
とくしげ雅之北陸後援会	山本　利郎	二九、	一二、一一
日本一東伊豆の会	渡邊　界	二九、	一二、二八
日本再構築の会	中村　哲治	二九、	一二、三一
日本と世界のしくみ研究会	仲田　兼之	三〇、	三、一三
日本民由連合	工藤　義雄	二九、	一二、三一
パラダイムチェンジを進める会	直嶋　正行	二九、	一二、三一
平沼会	平沼　赳夫	二九、	一二、三一
ボランティア選挙をすすめる会	山本　敦	三〇、	一、三一
道の会	佐藤　英道	二九、	一二、二二
山下かずや後援会	直嶋　正行	二九、	一二、三一
憂国同心聯盟	山下　和弥	三〇、	一、三一
	粂　坂人	二四、	一二、　一

○総務省告示第百八十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成三十年五月二十九日

総務大臣　野田　聖子

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
大仁田　厚	大仁田厚後援会	佐賀県神埼市神埼町横武一八七―一	三〇、　一、三〇
小野　光明	総理をめざす小野みつあき政策研究会	長野県塩尻市北小野三〇二五―一	二九、一一、　一
瀬戸百合子	山川百合子後援会（山百合会）	埼玉県草加市神明一―二―二九	三〇、　二、二八
西島　大吾	西島だいごを育てる会	東京都千代田区三番町一二―六	三〇、　二、二八
牧島かれん	かれんフォーラム	東京都千代田区永田町二―二―一	三〇、　二、　七

○総務省告示第百八十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成三十年五月二十九日

総務大臣　野田　聖子

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
安藤　高夫	安藤たかお後援会	主たる事務所の所在地	東京都千代田区永田町二―一―二	東京都八王子市栃田町五八四―一	三〇、　一、二五
大河原雅子	大河原雅子と湧く湧く会議	公職の種類	衆議院議員	参議院議員	二九、一〇、　六
輿水　恵一	ＮＥＸＴ５０	主たる事務所の所在地	埼玉県さいたま市緑区下野田四六三―一	埼玉県さいたま市見沼区島町二―一一―一	三〇、　一、　九
小林　節	国民怒りの声	主たる事務所の所在地	東京都中央区銀座八―一〇―六	東京都港区新橋二―一六―一	二九、　四、二〇
新谷　正義	新和会	主たる事務所の所在地	広島県東広島市西条中央六―三一―三五	広島県広島市区鉄砲町五―七	三〇、　一、二二
福山　哲郎	フォーラム共生社会２１	主たる事務所の所在地	京都府京都市上京区大宮町三二―五	京都府京都市中京区烏丸通丸太町下ル大倉町二〇七―二	三〇、　一、一七
松田　直久	松田直久後援会	主たる事務所の所在地	京都府京都市上京区河原町通丸太町下る伊勢屋町四〇六	京都府京都市上京区大宮町三二―五	三〇、　二、　五
			三重県津市乙部三五―一一	三重県津市大門六―一	三〇、　二、一四

○総務省告示第百八十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項第一号の規定による資金管理団体の指定の取消及び同項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成三十年五月二十九日

総務大臣　野田　聖子

	資金管理団体の名称	取消年月日
㈠　法第十九条第三項第一号による届出		
資金管理団体の届出をした者の氏名		
田中　英夫	新地域政策研究会	二九、一二、三一
㈡　法第十九条第三項第二号による届出		
資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体でなくなった年月日	
小沢　鋭仁	小沢さきひとを育てる会	三〇、　二、二三
亀井　静香	亀井静香後援会	二九、　九、二八
川端　達夫	川友政治研究会	二九、　九、二八
笹川　堯	笹川政治経済研究会	三〇、　二、二二
佐藤　英道	道の会	二九、一二、二二

○総務省告示第百八十五号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第七条第五号の規定に基づき、特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を次のように定め、平成三十年七月一日から施行する。

なお、平成二十九年総務省告示第百七十八号（電波法施行規則第七条第五号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件）は、平成三十年六月三十日限り廃止する。

平成三十年五月二十九日

総務大臣　野田　聖子